

永代供養墓使用埋葬規則

第一条 当永代供養墓は清巖寺が管理、供養するものとする。

第二条 申込対象者の、宗旨、宗派、宗教の一切を問わない。又、戒名ではなく俗名でも可とする。

第三条 当供養墓の埋葬方法は、御霊を個別に氏名を記載して17年法要が済むまでの期間安置埋葬する個別埋葬の場合と、合葬墓に散骨埋葬する場合の二種ある。尚、散骨埋葬後は後日分骨等の御霊の移動は出来ない。個別埋葬後も17年法要後には散骨埋葬するので、その後の御霊の移動は出来ない。

第四条 当永代供養墓埋葬供養料、並びに永代管理料は、一霊につき次の通りに定める。

(一) 個別埋葬の永代埋葬供養料と永代管理料は合わせて金20万円とする。但し、夫婦が二霊同時に埋葬を依頼する場合は合わせて金30万円とする。

(二) 散骨埋葬の永代埋葬供養料と永代管理料は合わせて金10万円とする。但し、夫婦が二霊同時に埋葬を依頼する場合は合わせて金15万円とする。

第五条 納入した永代埋葬供養料、並びに永代管理料は、承諾許可証を発行した後は如何なる理由があれど返還しない事を原則とする。

第六条 前各条に定めなき事項については、その都度協議決定する。

(附則) この規則は、平成26年11月10日から施行する。